

日本学術会議の基本的性格及び機能の検討について

(第6回専門調査会における討議の概要)

配布資料1に基づいて行われた議論の状況を整理すれば、以下のとおりである。

・ 基本的性格及び機能

(1) 基本的役割について

次のような役割を重視すべきであるとの意見があった。

- ・ 現役の学者の情報や意見を集め、交換し、反映させていく場。
- ・ 学者のボトムアップ的コミュニティまたは代表機関。
- ・ 国際的に、国に対しても社会に対しても学者の代表となる機関。
- ・ 学界と社会とのつながりを持つ機関として社会に向けて提言。

(2) 具体的機能について

[以下の各機能のうち、いずれを日本学術会議が分担すべきか]

1) 科学に関する連絡・調整

次のような観点から、この機能は必要であるという意見があった。

- ・ 学会を束ねる機能も非常に重要。
- ・ 研究者が現場からみて困難なこと、政府に処理してほしいことをとりまとめる。社会に対する意見は学術会議で必ずしもまとまるとは限らないし、まとめることが正しいとも思わない。(それは各団体が社会に対して出せばよい。)
- ・ 同一の、あるいは近隣の分野の研究プロジェクトなどの問題について当該分野内で十分な feasibility を持って検討されたかどうかについて「仲間内」として責任をもって議論をする。
- ・ 日本の科学技術政策におけるリソース機関として、助言をする他、学界の意見を抽出する。

2) 政策提言機能（詳細は次項）

次のような観点から、この機能は必要であるという意見があった。

- ・ 学問を推進するという意味において、研究者が現場で抱えている問題を取りまとめ、政府に伝える。
- ・ 科学技術政策に対する助言、提言が学会の主たる役割。
- ・ 科学技術政策形成の責任を負う総合科学技術会議の視点からみて、学会に求める機能は助言機能（調査機能を含む）。それに附随して果たされる機能と区分すべき。
- ・ 総合科学技術会議において大型研究開発の評価を行っているが、アカデミアにおける世界で大型サイエンスの構想の位置付けや相互のバランスなどについての助言がなされることは有用。
- ・ 科学技術政策に関する助言が主となるが、さらに多方面にわたる助言や諮問を受けての答申が必要となる。
- ・ 科学技術政策に対して、長期的観点からみた提言、また人文科学を含めたアカデミアの立場からの提言が必要。
- ・ 政府の政策をバックアップする意見だけでなく、政府のネットワークから漏れる研究の現場からの助言を、政府に対して批判的なものも含めて出してもらうことが重要。
- ・ 助言に意味があるためには、その機関が「正統性」、「社会的受容性」、「合理性」の3つの要件を備えることが必要。

3) 調査研究機能

次のような観点から、この機能は必要であるという意見があった。

- ・ 助言機能を果たすために調査研究機能も必要。
- ・ 日本の科学技術政策決定におけるリソース機関として調査を受託。

4) 科学に関する国際交流機能

次のような観点から、この機能は必要であるという意見があった。

- ・ 国際的に日本のアカデミアを代表する機関として必要。

5) 国民の啓発機能

次のような観点から、この機能は必要であるという意見があった。

- ・ 学術の重要性を国民に浸透させるべき。

6) 研究助成機能

特段の意見なし。

7) 栄誉授与機能

特段の意見なし。

(関連して、学士院においては「栄誉機関」として独自の存在を今後も主張していくとの方向であることの報告があった。また、「日本アカデミー」を設け、その上院を学士院に相当するものとすればよいとの意見があった。)

8) その他の機能

- ・ 学問水準の維持もアカデミーの機能のひとつであるが、民間で行うことが可能であるので、民間のアカデミー組織にゆだねればよいとの意見あり。

(3) 所掌事務について

1) 政策提言の対象

[政府（現行通り）、総合科学技術会議、一般社会・国民のいずれを対象にすべきか]

次のような意見があった。

- ・ 政府に対して提言すべきである。
- ・ 政府と社会の両方に対して提言して、学術に対する尊敬の念が十分でない我が国民を啓蒙すべきである。
- ・ 政府への助言もあってよいが、学界の代表者が自分たちの意見を社会に対して言っていかなければならない。
- ・ 総合科学技術会議に対して助言すべきである。
- ・ 政府に対する提言は、総合科学技術会議や各府省の審議会等にまかせ、学会を束ねるボトムアップ的な性格から考えれば、社会とのつながりを持つ機関として社会に向けた提言のみを行うべきである。
- ・ 社会に対する提言には、社会がどう反応するかという枠組みがないが、政府に対する提言では、政府に何らかの応答義務を課すなど、法律によって仕組みを作ることができる。

2) 提言の法的性格

[勧告、諮問に対する答申、意見具申または建議、調査研究報告のいずれの方式によるべきか]

次のような意見があった。

- ・ 科学技術政策形成の責任は総合科学技術会議が負うこととして割り切り、学術会議は総合科学技術会議への助言にとどめ、政府に対する勧告は不必要。
- ・ コントラクトベースにより政府から委託を受けた場合にのみ、答申（あるいは調査報告等）を出す。

．政府との関係

(1) 設置形態について

次のいずれの設置形態が適切か。

案 行政機関（現行通り）

案 法人化する（行政機関に近い形態から民間組織に近い形態まで多様。新たな法人形態の創設も含む）

案 民間組織とする（民法、商法等に基づく法人）

案 を支持する意見

- ・ 民間組織では資金源等との関係で、助言機能を実施するに当たっての中立性、独立性の保持が困難。
- ・ 学術の推進に関して研究者が提言をし、国がこれに誠実に答えるという仕組みになっており、民間が調査してレポートを出すというのとは異なる。
- ・ 現在の日本で、寄付税制などに制限がある中で、民間として成り立っていくのか疑問。
- ・ 社会一般に学術の重要性がいまだ認知されておらず、民間組織では学術の重要性について国民の理解を得ることができない。当面は政府機関で費用は国から出さなくてはならない。
- ・ 民間では、政府のバックアップがなく、「わが国の学者の代表機関」、「国際的代表的機関」の役割を果たしたり、連絡・調整機能の実行が困難。

それ以外の意見

- ・ 国の機関では、特に政策的な提言について科学の立場から政府の施策に反する意見も出うることを考えると、中立性、独立性が保てない。ただし、国の機関としないとしても財政的には政府にバックアップしてもらうことが必要。
- ・ 設置形態や所管については、組織としての機能や性格が決まってか

ら行政的に検討すればよく、現時点で特段の議論は不要。

(2) 所管について

次のいずれの（あるいは他の省の）所管とするのが適切か。

案 内閣府

案 総務省

案 文科省

案 を支持する意見

- ・ 学術会議について中立性、独立性が必要であることから、所管は特定の政策目標をもつ省庁でないことが必要である。
- ・ 総合科学技術会議と連携してやっていく上で、それと近い内閣府に置くのがよい。中立性については、総合科学技術会議を隔てることと、学者の良心に基づき結論を出すことにより、確保できる。

その他の意見

- ・ 助言機能には政府に批判的な助言も含むとすると、総理の下におかれる内閣府のように、政権の交替の影響を直に受けるようなところに置くのがよいかどうか。

(3) 財政基盤について

次のいずれによるのが適切か。

案 全額国庫負担

案 国費以外の経費支弁の方途を導入（国庫助成の維持を前提）

- ・ 国庫からの支援が必要であることについては、ほぼ合意がみられた。国費以外の経費支弁については特段の意見なし。